

当院は次の施設基準の要件を満たしているものとして
関東信越厚生局長に届出済みです。(平成 22 年 10 月)

医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号
(歯科点数表第 2 章第 9 部手術通則第 4 号に掲げる
手術を含む。)の施設基準

当該施設基準下での年間実績(R6 年 1 月-R6 年 12 月)は

靱帯断裂形成手術等	3 3 件
人工関節置換術	2 4 件